

令和2年3月発行



## 第58号の内容

- ▼ 「消費者契約法」を知っていますか？～不当な契約は無効です！～
- ▼ カセットボンベの使用期限に注意しましょう
- ▼ 「無料で住宅を点検します」と業者が来訪！ どう対応すればいいの？

## 「消費者契約法」を知っていますか？ ～不当な契約は無効です！～

お店やネット通販で商品を買ったり、サービスを購入したりする際、消費者と事業者の間では「消費者契約」が成立しています。コンビニで買い物したり、賃貸住宅を借りたり、英会話教室に通ったりと、私たちは毎日の生活の中で様々な契約を結んでいます。時に契約後に「こんなはずではなかった」「聞いていた話と違う」ということが起こります。



**消費者が事業者とした契約(=消費者契約)であれば、あらゆる契約が対象です。**

契約は、当事者同士の合意によって成り立つものであるため、消費者は契約内容をよく理解した上で契約する必要があります。ただし、消費者と事業者との契約の場合、対象となる商品・サービスについての情報・知識と交渉力に大きな格差があるため、消費者が不利な契約を結んでしまう可能性があります。

こうしたことから消費者の利益を守るための法律が整備されており、平成13年に施行された「消費者契約法」では、①不当な勧誘による契約の取消しと②不当な契約条項の無効を規定しています。

【不当な勧誘による契約の取消し】

事業者が消費者を困惑させたり、誤認させたりするような「不当な勧誘」をした場合、消費者はその契約を取り消すことができます。

具体的には、次のような場合が取消しの対象となります。

消費者契約法によって取り消すことができる契約



## 【不当な契約条項の無効】

消費者の利益を不当に害する契約条項は無効となります。



(消費者庁イラスト集より)

「・・・**当社が過失のあることを認めた場合に限り**、  
当社は損害賠償責任を負うものとします。」

契約は、消費者と事業者の間の約束ごとであるため、いったん結んだ契約は尊重する必要があります。ただし、消費者の利益を不当に害する内容は、契約書に書かれていても効力を持ちません。

具体的には、次のような契約条項が無効となります。

### 【不当な契約条項は無効】

- ・ 事業者にも責任がある場合でも、「損害賠償責任はない」とする条項
- ・ 「一切のキャンセルや返品・交換などを認めない」とする条項
- ・ 消費者が負う損害金やキャンセル料が高すぎる場合
- ・ 消費者が一方向的に不利になる条項
- ・ 成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項

消費生活センターでは、こうした消費者を保護する法律を活用しながら、消費者トラブルの解決をお手伝いしています。契約に関して困ったこと、わからないことがあるときは、身近な消費生活相談窓口にご相談ください。

(出典：消費者庁「不当な契約は無効です！～早分かり！消費者契約法～」、政府広報オンライン「これだけは知っておきたい消費者契約のABC」)

◆◇「困ったな」「変だな」と思ったら、

まず消費生活相談窓口へご相談ください◇◆

**滋賀県消費生活センター 0749-23-0999**

平日・土日 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)



## ★★カセットボンベの使用期限に注意しましょう★★

カセットコンロの燃料として使用されるカセットボンベは、利便性が高く、手軽な反面、高圧ガスを使用した可燃性の商品であるため、取扱いには注意が必要です。

**カセットボンベの使用期限は7年が目安とされています。**製造から長期間経過すると内部パッキンの劣化によってガス漏れが発生する可能性があり、大変危険です。

平成25年10月以降に製造されたカセットボンベには、缶の底に製造時期が表示されています。年に一度は製造時期を確認し、経年に応じて使い切りましょう。表示が見当たらない場合は、製造業者に確認しましょう。

不要となったカセットボンベは、空になった状態でお住まいの自治体の指示に従って廃棄しましょう。

## 「無料で住宅を点検します」と業者が来訪！どう対応すればいいの？

### 【事例】

湿気対策のために10年以上前から床下換気扇を設置しているが、突然来訪した業者に「工事をした業者が倒産した。床下換気扇から漏電で発火する被害が出ているので代わりに点検に回っている」と言われた。不安になり点検してもらったら、「床下の基礎が腐っている」と言われ、高額な工事を勧められた。  
(60歳代 男性)



(消費者庁イラスト集より)

「点検商法」は無料点検などの後、消費者の不安な気持ちをあおり、高額な工事等を進める悪質な手口です。床下や屋根など消費者が容易に確認できない部分は、本当に不具合があるのか判断が難しく、言われるがまま点検に続いて工事の契約をしてしまう実例があります。また、一度契約すると他の場所も点検したいと言って次々と契約させようとし、被害が大きくなることがあります。

工事的必要がない  
と思ったらきっぱり  
断ろう！



- 突然「点検します」と来訪する業者には**対応しないことが第一**ですが、点検を頼む場合は、点検結果を**冷静に確認し、業者の話をうのみにしない**ようにしましょう。
- その場で工事等の契約せずに**家族や周囲の人に相談する、複数の業者から見積もりをとる**など、慎重に判断しましょう。
- 契約後や工事完了後でも、クーリング・オフや契約の取り消し等ができる場合がありますので、トラブルになった場合は、すぐに消費生活センターに相談しましょう。

「くらしのかわら版」第58号（令和2年3月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町4-1  
TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務）FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>



(ホームページ)



(Twitter)